

戸籍の届出をされた方へ(婚姻届・出生届)

スマホで必要な手続きが確認できるくらしの手続きガイドはこちら



以下の届出をされた時は、その届出に関連する様々な手続きがあります。
 該当する届出について、内容をご確認いただき、担当部署で必要な手続き等を行ってください。
 なお、振興局担当窓口欄に係の記載があるものは各振興局で同様の手続きをしていただけます。

婚姻届

対象となる方	本庁担当部署 (電話番号)	振興局担当窓口	内 容
印鑑登録をされている方	1階 窓口サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 登録している印鑑の氏名と異なる氏名になった方は印鑑登録が抹消となりますので、必要な方は再度新しい氏名の印鑑で登録してください。 氏名に変更のあった方は、変更手続きを行ってください。※マイナンバーカードに電子証明書をつけられている場合は失効しますので、電子証明書再発行の手続きを行ってください。
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方			
児童手当の受給者	1階 国保・年金課 (21-9061)		<ul style="list-style-type: none"> 受給者は連絡してください。 被保険者証、受給者証の内容を変更しますのでお持ちください。※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、あわせてお持ちください。 (後期高齢者医療制度の方で被保険者証の変更が生じる場合は、後日郵送します。)
国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者、福祉医療費の受給者			
市営住宅に入居されている方	5階 建築住宅課住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	<ul style="list-style-type: none"> 同居届、名簿抹消届等必要な手続きを行ってください。
保育所、認定こども園、幼稚園利用者	6階 幼児育成課幼保運営係 (22-4452)	地域振興課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、氏名に変更のあった方は、園に「変更届」を提出してください。
放課後児童クラブ利用者	幼児育成課幼児保育係 (29-0053)		<ul style="list-style-type: none"> 保護者、氏名に変更のあった方は、「異動届」を提出してください。
豊岡市奨学金の奨学生またはその保護者	教育総務課教育総務係 (23-1117)	—	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所に変更があった方は、異動届の手続きを行ってください。
児童扶養手当の受給者	こども支援課こども応援係 (21-9038)		<ul style="list-style-type: none"> 「資格喪失届」を提出してください。
障害者手帳(身体、療育、精神)、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	立野庁舎 1階 社会福祉課障害福祉係 (24-7033)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所に変更のあった方は、変更手続きを行ってください。 受給者は連絡してください。 氏名、住所、振込先の口座を変更する場合は、変更手続きを行ってください。
特別児童扶養手当の受給者			
豊岡市福祉金、特別障害者手当、重度心身障害者(児)介護手当の受給者			
上、下水道の利用者	— 水道お客さまセンター (22-5378)	—	<ul style="list-style-type: none"> 水道の利用者、所有者を変更する場合、水道の利用者、所有者の氏名等に変更がある場合は連絡してください。
図書館利用者カードをお持ちの方	— 図書館本館 (23-6151)	各分館	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所に変更があれば、図書館で手続きをしてください。

*税金・各種料金等を口座振替されている方は、振替口座について再度確認してください。

*届出後にコンビニ交付サービスを利用される場合、届出内容が反映されるまで日数がかかります。

裏面もご覧ください。

出生届

対象となる方	本庁担当部署（電話番号）		振興局担当窓口	内 容
豊岡市に住民票のある方	1階	窓口サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	・マイナンバーは1か月程度で通知書がご自宅に届きます。お急ぎの場合は、住民票にマイナンバーを載せることができます。
児童手当の受給資格者	1階	国保・年金課 (21-9061)		・出生の翌日から15日以内に申請してください。ただし、公務員（独立行政法人等の職員を除く）の方は、勤務先へ申請してください。
国民健康保険の加入予定者、福祉医療費の受給対象者				・被保険者証、受給者証を交付します。 ・社会保険等の場合、受給者証の交付には子の健康保険証が必要ですので後日お手続きください。
出産された方が国民健康保険の被保険者				・出産された被保険者は、産前産後期間の保険税について軽減制度があります。母子健康手帳をお持ちの上、申請をしてください。
未熟児養育医療の給付を受ける方			—	・出生日から15日以内に、入院中の指定医療機関で交付された「養育医療意見書」をお持ちの上、申請してください。
市営住宅に入居されている方	5階	建築住宅課住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	・同居の手続きを行ってください。
妊婦健診、産婦健診、新生児聴覚検査費の助成を受けていない方	6階	こども未来課こども政策係 (21-9118)	—	・検査費用を全額自己負担された方は、申請により助成します。
豊岡市に住民票のある方	6階	こども未来課おやこ保健係 (24-9604)	市民福祉課	・出生連絡票（はがき）を提出してください。 提出先：窓口サービス課、各振興局 市民福祉課 こども未来課（郵送可）

理想の暮らし、家事・育児について家庭内で話し合ってみませんか

家族の未来に向けて、ライフスタイル(主に仕事と家事・育児)を考えるワークショップを開催します。
対象は、豊岡市在住・在勤の方です。詳しくは、市広報・ホームページで随時お知らせします。

問合せ先：多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 TEL.0796-21-9004



イラスト：かんべみのり

いずれ子どもがほしいと思っているあなたへ

「〇歳で初めて赤ちゃんができて、将来〇人の子どもを育てて…」あなたのライフプランに、子どもとの生活は入っていますか？

妊娠・出産には、適した年齢があります。また、体質的に子どもを授かりにくい場合もあります。

1年間妊娠しなかった場合は、2人で専門医療機関を受診してみましょう

	内容	相談先	ホームページ
不妊・不育症の助成制度	特定不妊治療費助成事業 不妊治療ペア検査助成事業 不育症治療費助成事業など	こども未来課こども政策係 TEL0796-21-9118	助成一覧 
兵庫県による 不妊・不育専門相談	専門的な知識を有する医師・助産師 がお応えします。	<電話相談> 第1・3土曜日 10時～16時 TEL078-360-1388 <面接相談(一部Webも可)> ※完全予約制 予約TEL078-362-3250	兵庫県不妊治療応援サイト 

豊岡市役所	TEL (代表)	TEL (市民福祉課)	TEL (地域振興課地域振興係)	TEL (地域振興課総務係)
本庁舎	0796-23-1111			
城崎振興局	0796-32-0001	0796-21-9066	0796-21-9065	左に同じ
竹野振興局	0796-47-1111	0796-21-9074	0796-21-9073	0796-47-1111
日高振興局	0796-42-1111	0796-21-9053	0796-21-9056	0796-21-9052
出石振興局	0796-52-3111	0796-21-9026	0796-21-9028	0796-21-9025
但東振興局	0796-54-1000	0796-21-9033	0796-21-9032	左に同じ

*届出後にコンビニ交付サービスを利用される場合、届出内容が反映されるまで日数がかかります。

令和6年4月作成

豊岡市